

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 酒井辰夫



優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類の簡略化について（通知）

本県の産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、県では、優良認定業者が優良認定を伴う許可更新申請書に添付する「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（以下「添付書類」という。）」について、下記のとおり改正しました。

つきましては、貴協会の会員の皆様に対し周知して下さるようお願いいたします。

記

1 添付書類

改正前	改正後
産廃情報ネットで発行される、前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間インターネット上で情報を公表・更新していることを証明する書類※1	変更なし
前回の優良認定を伴う更新許可日時点（約7年前）の公表事項（ウェブサイトの画面）を全て印刷したもの	今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年以上前の時点（基準日）の公表事項（ウェブサイトの画面）を全て印刷したもの
前回の優良認定を伴う更新許可日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分（ウェブサイトの画面）を印刷したもの（約7年間分）	基準日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分（ウェブサイトの画面）を印刷したもの（約1年間分）

※1 産廃情報ネット以外のウェブサイトで情報を公表・更新している場合は、情報公表状況報告書（本県の様式）を作成し、添付してください。

※2 添付書類の簡略化については、県ホームページ（以下のとおり）でも掲載しています。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-yuuryonintei.html>

2 施行日

平成31年4月1日

担 当 収集運搬業担当 立花、大島
審 査 担 当 鈴木、加藤
電 話 048-830-3121
FAX 048-830-4774
E-Mail a3120-04@pref.saitama.lg.jp

優良認定の更新に係る添付書類の簡略化について

埼玉県産業廃棄物指導課

平成31年4月1日から、既に優良認定を受けている産業廃棄物処理業者が優良認定の更新を申請する場合に、申請書に添付する「事業の透明性に係る基準」に適合することを証する書類（以下「添付書類」という。）について、下記のとおり簡略化します。

1 簡略化後の添付書類

- ・ 産廃情報ネットで発行される、前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間インターネット上で情報を公表・更新していることを証明する書類（以下「更新履歴一覧表」という。）※1
- ・ 今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年前（基準日）時点の公表事項の内容（WEBサイトの画面）を全て印刷したもの
- ・ 基準日以降に公表事項の内容を変更した場合、変更箇所の内容（変更部分のWEBサイトの画面）を印刷したもの

※1 産廃情報ネット以外のWEBサイトで情報を公表・更新している場合は、更新履歴一覧表に替わり、同期間の情報公表状況報告書（本県の様式）を作成し、添付してください。

2 新旧対照表

改正前	改正後
前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間の更新履歴一覧表	変更なし
前回の優良認定を伴う更新許可日時点（約7年前）の公表事項を全て印刷したもの	今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年以上前の時点（基準日）の公表事項を全て印刷したもの※2
前回の優良認定を伴う更新許可日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分を印刷したもの（約7年間分）	基準日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分を印刷したもの（約1年間分）

※2 新たに優良認定を伴う許可更新を申請する場合、現行どおり基準日は申請日の6か月前です。